○近畿地方整備局告示第四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年三月十四日　近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成八年建設省告示第二千三百二十五号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百二十二―一号八尾富田林線及び三・三・三百八十五―三号八尾富田林線

三　事業施行期間　自平成八年十二月二十七日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日　四国地方整備局長　平井　秀輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一三三四番六から同市大生院字喜来四二七番八まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十四日

○四国地方整備局告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日　四国地方整備局長　平井　秀輝

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道十一号及び百九十二号　新居浜市萩生字岸ノ下一三三四番六から同市大生院字喜来四二七番八まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年三月十四日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十四日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百十号及び二百八十七号　大分県玖珠郡玖珠町大字大隈字小坪二二六番一から同町大字大隈字宮田二二二番五まで　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年三月十四日

国会事項

参議院

議案受領（予備審査）

三月十二日衆議院から次の議案が送付された。

原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭外六名提出）（衆第七号）

議案送付（予備審査）

三月十二日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（東徹発議）

質問主意書提出

三月十二日議員から次の質問主意書が提出された。

国政調査権と検察による捜査権の優越関係に関する質問主意書（蓮舫提出）（第三四号）

沖縄県辺野古沿岸域の地層に関する質問主意書（糸数慶子提出）（第三五号）

公文書偽造に関する質問主意書（真山勇一提出）（第三六号）

質問主意書転送

三月十二日次の質問主意書を内閣に転送した。

保育士の登録取消制度の実効性確保策に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第三一号）

ＨＩＶ抗体検査の受検率向上に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第三二号）

ＨＩＶ感染者数を減少させるための数値目標の設定に関する質問主意書（牧山ひろえ提出）（第三三号）

人事異動

内閣

○経済産業大臣臨時代理

国務大臣　松山　政司

経済産業大臣世耕弘成海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣に指定する

同　松山　政司

内閣府特命担当大臣世耕弘成海外出張不在中内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を命ずる（以上三月九日）

国務大臣　林　芳正

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（三月十日）

○経済産業大臣臨時代理解職

国務大臣　松山　政司

経済産業大臣世耕弘成帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に経済産業大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く

同　松山　政司

内閣府特命担当大臣世耕弘成帰朝につき内閣府特命担当大臣（原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当）事務代理を免ずる（以上三月十一日）

内閣府

内閣府特命担当大臣　福井　照

少子化社会対策会議委員に任命する

同　福井　照

高齢社会対策会議委員に任命する

同　福井　照

中央交通安全対策会議委員に任命する（以上三月九日）

警察庁

（関東管区警察局情報通信部長）

警察庁技官　中嶋　牧人

（近畿管区警察局情報通信部長）

同　泉　英一

辞職を承認する（各通）

（警察大学校警察情報通信研究センター所長）同　髙橋　浩二

警察庁情報通信局情報通信企画課情報通信総合研究官兼情報管理課付兼警察大学校警察情報通信研究センター付を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）（内閣情報分析官））

内閣事務官　島﨑　俊隆

警察庁技官に任命する

警察庁情報通信局情報管理課長を命ずる

（関東管区警察局神奈川県情報通信部長）警察庁技官　砂田　務

警察庁情報通信局通信施設課長を命ずる

（警察庁情報通信局通信施設課長）同　熊谷　勉

関東管区警察局情報通信部長を命ずる

（警察大学校附属警察情報通信学校特別教養部長）同　関根　廣行

中部管区警察局情報通信部長を命ずる